

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又は 贈与の供与期限 (注2)	署名日 (勤労日) (注3)	署 名 者	告示日 (注4)
ニジェール	テライベリ州ギニアウオーム撲滅対策飲料水供給計画(詳細設計)のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	テライベリ州ギニアウオーム撲滅対策飲料水供給計画(詳細設計)を実施するために必要な役務の購入	59,000千円 H23.5.31まで	H21.1.21 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシャトク・ミンダウラドゥカ外務・協力大臣	H21.2.3 24号
ニジェール	テライリア対策支援計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	テライリア対策支援計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	410,000千円 H24.2.29まで	H21.1.21 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシャトク・ミンダウラドゥカ外務・協力大臣	H21.2.3 25号
ニジェール	貧困農民支援に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	貧困農民への支援に力点をおいた食糧生産の増大に寄与するために必要な生産物及び役務の購入	490,000千円 H22.3.31まで	H21.3.31 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシャトク・ミンダウラドゥカ外務・協力大臣	H21.4.14 204号
ニジェール	食糧援助に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	千九百九十九年の食糧援助規約に関連して行われる食糧援助のための生産物及び役務の購入	820,000千円 H22.3.31まで	H21.3.31 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシャトク・ミンダウラドゥカ外務・協力大臣	H21.4.15 213号
ニジェール	緊急給水計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	緊急給水計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	400,000千円 H22.3.31まで	H21.3.31 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシャトク・ミンダウラドゥカ外務・協力大臣	H21.4.22 239号
ニジェール	テライベリ州ギニアウオーム撲滅対策飲料水供給計画のための贈与に関する日本国政府とニジェール共和国政府との間の交換公文	テライベリ州ギニアウオーム撲滅対策飲料水供給計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	730,000千円 H26.12.31まで	H21.6.11 ニアメで (同日)	日本側 西内和彦在ニジェール臨時代理大使 ニジェール側 アイシャトク・ミンダウラドゥカ外務・協力大臣	H21.6.29 339号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限については定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。